

## 総務省 政務三役会議 議事概要

日時:平成22年8月3日(火)18:10~18:45

場所:総務大臣室

議題:○協議事項

・食品表示に関する行政評価・監視調査の取りまとめ案について

○報告事項その他

・地デジ日本方式普及の効果

○渡辺副大臣

それでは三役会議を始めさせていただきます。皆様それぞれお疲れ様でございます。それでは大臣からごあいさつをお願いします。

○原口大臣

私の方からは3点です。昨年の夏のマニフェストを総務省部門は確実に実行しています。まず第1点。総人件費改革です。階政務官の方から基本的な案を出していただきました。去年の1年で1,400億減をしています。また、今回閣議決定された来年度予算の概算要求基準には努力枠というものが出来て、私たちは1,000億円、いわゆる縮減を、予算の使い切りを削減したわけです。こういったものについてしっかり次年度で付けていくということで方向性を閣議決定したわけです。そこでまず第1点の皆様へのお願いはこの階政務官が作ったものを、これは給与法も含めて党全体、あるいは、与党全体、いや、もっと言うと国会全体で共用しなければなりません。この作業をどこでどうやっていくか、私は給与関係閣僚会議、もうじき人勧が出ます。私たちは使用者としての責任をしっかりと果たすべきだと考えています。つまり、どんなに苦しいからといって政府が勝手に人事院勧告を無視したり、あるいは、世論受けを狙ってですね、変なことをやるということは私はあってはならないと考えています。やるのであれば全体像を示して、そして、労働三権を回復する中でしっかりとした人件費の抑制といったことをやらなければならない。階さんがお作りになったものは、これは、かつて政務三役でお示しをいただきましたけども、これをどんなふうにするか早急に検討して、この23年度の予算の中にきっちり反映をしていくという方向でやっていただきたい。これが第1点です。それから2点目は、前回指示をした予算の、総務省予算全体の枠組み、今日も予算委員会で聞かれましたが、ほかの閣僚は手を出し忘れたんだと思いますけど、基本的に1割プラスアルファ、つまり、2割に近い数字を持って、そして、予算を組み替えていく。これをやっていきます。この間、記者会見で、これは逆にいうとどんな枠を持っているのかを含めて、この政務三役会議と記者さん、あるいは、場合によっては与党の議員、あるいは、そのほかの方々との勉強会をやりたいと思っています。つまり、概算要求基準を固めるにあたって、やっぱり私たちはこの1年間、約11か月の反省はこんなにやってるのに伝わらない、伝わらなければ改革への協力は得られないわけで、オープンと協力をキーワードにやらせていただきたいというふうに思います。これで最後ですけども、地域主権改革は軌道に乗りました。ですけども、これからが正念場です。私は10年くらい総務大臣をやるということで、そのチェックの期間については全く必要ないと考えていました。しかし、現実に鳩山総理がああいう形でお辞めになり、私たちの改革も安倍、福田、麻生と続いた内閣とまだ政策の違いは相当あっても基盤の弱さということではですね、同じではないかというふうに考えていて、やはりチェックをしっかりとやっていくということが大事だと思いますし、それから去年の夏の参議院マニフェスト、これは国民新党さんには申し訳ないですけども、擦り合わせたものを、財源の論についても全部解除します。それを滞っているから結局何を言われているかという、約束をしたマニフェス

トは守らないと、とんでもないことを言われているわけですよ。守りではなくて攻めでやっていくんだと言うことで宜しくお願いします。

で、郵政についてもオープンで今の現状を。今日、自民党の議員がある意味いい質問をしてくれたと思います。彼らは縮小モデルの中で考えてたんだと言うんですけど、竹中モデルは縮小モデルではありません。拡大モデルです。その拡大モデルが破綻をしているんでどうするかというのが私たちのあれですから。これをちょっと今言うのは、国会のご判断ですが、郵政の改革法案については国民新党と約束をしたことだから絶対これ通さないといけません。しかし、総務委員会という枠組みの中で本当にそれができるのか。丁寧な丁寧な御議論を国民の皆さんに一個一個していくためには、どういう場が必要なのか、是非、政務三役で汗をかいてみてください。

今回、党務とのつなぎをする政務官に小川政務官を指示いたしました。予算委員会での質問を見てみると、やはり、政府と議員との間の相当の情報ギャップ、これまで政調が無かったりしたことによるのかもわかりませんが、これだけ進んでいることを聞けばいいのに、むしろそうではない。情報が共有されていないことによるいらだちが、やはり与党の中にもあるんだというのを、これ大きな反省としてですね、私は思いました。総務省予算は聖域無くやっていますから、政党助成金やそういったものについても国会のご判断を仰げるだけの材料をしっかりと示して、改革の歩みを国民の皆さんに実感して頂くということでお願いします。

もうこれで最後にします。国民の竈から煙が上がっているか、これが一番大事だと思います。税制の議論をこれからもずっと続けていきますけれども、国民の竈から煙が上がらないで、税を増収すると言うことはあり得ません。今回、多くの指標が出ましたけれども、もっともっと国民の生活にしっかり根ざした議論が出来るように各政務三役にはご努力をお願いして、私の冒頭の挨拶とさせていただきたいと思います。宜しくお願いします。

○渡辺副大臣

はい。それでは協議事項に入ってよろしゅうございますか。

○原口大臣

はい。

○渡辺副大臣

はい。それでは、協議事項。階政務官、お願いします。

○階大臣政務官

はい、そうしましたら。

○原口大臣

事務方も併せて、どうぞ同じテーブルに。

○階大臣政務官

食品表示に関する行政評価、監視調査のとりまとめ案というテーマですけれども、これは地域主権改革とも大いに関わりのあるところだと思いますので、是非、みなさまからご意見をいただきたいと思います。行政評価局の方で、毎年テーマを決めているような調査をしている中でですね、平成20年8月、これは汚染米の問題が出たあたりだと思います。そのタイミングで食品表示に関する監視業務の執行状

況がどうなのかということ行政評価局で調査しました。食品表示の調査と言っても大きく2種類ありまして「JAS法等に基づく食品表示の監視業務」と、これが国が広域事業者をやり、都道府県が県域事業者をやりということで、二つに分かれております。それからもう一つは「食品衛生法等に基づく食品表示の監視業務」、これは専ら都道府県の保健所が基本的に実施するというものです。それぞれの調査をした結果、まず①として監視業務の適正な実施が行われているかということで、1番目のJAS法に基づく監視、これが立入検査という法令に基づく検査と、任意調査という行政指導の一環としての調査と2種類あるんですが、どちらを実施すべきかという判断基準が不明確であったと、それから任意調査をする場合について、国が本来やるよりは県がやるべきという県域事業者、こちらに国が踏み出しているケースが多々あったということ、それから迅速かつ確実な検査、指導等の実施という面で、迅速な検査が行われていなかったケースもあると、こういうことがありました。それから②としまして、JAS法に基づく監視を実施する地方農政局、農水の出先機関が合理的な要員の配置をしていないのではないかとことです。すなわち繁閑の差が激しいということが各農政局間で言われておりまして、この要員の配置がいかげんなものかということ指摘しております。ただし、そもそもこのような指摘が、今出てきたことが果たして地域主権改革との関係ではどうなのかと、3周遅れくらいの話が今出てきているのではないかと問題意識です。まず、そもそも国がこういう表示の調査をする権限というものは一元的に都道府県に移管すべきじゃないかということが、多分逢坂先生のところ、地域主権戦略会議の方で議論はあったんじゃないかと思えます。それから、②の地方農政局における合理的な要員の配置ということにつきましても、今ある農政局間での人員の配置を見直すということで、そもそも我々は今ある農政局、これをそのまま維持するということを認めている訳でもありませんので、やや行政評価局のこの結果の取りまとめというのは遅きに失している、3周遅れくらいになっているのではないかと問題意識です。私が思いますに、行政評価局、横串を入れる機能と常々言っているわけですがけれども、あまりに政権の進んでいることに対して無頓着で、こういうような事が、確かにいい綿密な調査をしていたらいいんですけども、折角いい仕事してもタイミングを逸してしまえば全く意味が無いわけで、こういう所をやはり行政評価局の仕事の仕方などについて改めて皆さんに問題提起をしたかったなということなんです。

○原口大臣

これ20年8月からだから2年かかっています。

○階大臣政務官

そうなんです。

○原口大臣

なんで2年もかかったんですか。

○階大臣政務官

これ、担当者の方いらっしゃる・・

○事務方

よろしいでしょうか。率直に申しまして年金業務が入ってきたことは申し上げざるを得ませんが、今の問題意識、ご議論の趣旨からいけば、全体のスケジュール管理をやるべき私のスケジュール管理が甘かったということに尽きるかと思えます。

○原口大臣

今、年金業務の話がありましたけども、この年金についてもこの間、省内のブレーン、顧問の方から話がありまして、かなり年金のマッチングの所でも色んな問題が起きてる。総務省としてもそれがどうあるべきかということをしかりと結論を出したいと思います。と申しますのも、今局長がお話をしますように、ずっと行政評価の機能を年金のマッチングに私たち取られてるわけにはいかないんです。まさに改革の本丸の所をいわゆる消えた年金にずっと食われて、厚労からは何もその対案がないというようなことではあってはならないので。私たちは津田法案を野党時代に出しています。これを軸に業務を軽くするための方策を一刻も早くやって下さい。そうしないと税の無駄食いを正すと言いながら、汚染米の件が2年もかかるなんていう構造的な問題は。それでちょっと先ほどの①で広域事業者と県域事業者とありますよね。実際はこの都道府県分も国が調査をしてるわけですよ。

○階大臣政務官

そうなんです。それが2枚目の先ほどの問題点の指摘の所にあつたと思うんですけども。①の二つ目のポチですけども、国が実施した任意調査のうち、58%が県域事業者ということになります。

○原口大臣

これ県がやればいいことを国がやってるんですよ。

○階大臣政務官

そうですね。

○原口大臣

何でやってるの。県にマンパワーがないから。で、やってるといいながら汚染米をどうして見逃す。

○階大臣政務官

その辺の原因とかは。

○事務方

それは1ページ目の制度のところに記載がございますけども、真ん中の方の現行の国と地方の役割分担の箇所の1ポツの下の括弧の中でございます。先ほどご議論ありましたように、都道府県は県域事業者をやることになっているのですが、必要と認められる場合、それは結局、広域事業者、国が行うことになっている広域事業者に対する監視のため必要な場合。それから多いのが地方からの依頼がある場合。で今ちょうど大臣ご指摘がございましたけども、やはり都道府県側の体制があまり取れていないとか、そういうご事情があるのだと思います。地方からの依頼がある場合として国がやっているという物事の整理となっております。

○原口大臣

これについて、どんな依頼が地方から来てるかってペーパーありますか。要するになんでもかんでも国がこんなに。都道府県で県域事業者を都道府県がやるって原則になっているのに。58%だって。

○階大臣政務官

58%。本来県域事業者は地方の権限。

○事務方

よろしいでしょうか。まさにその所が本来ならばやはり文書できちんと依頼するべきであろうというのが、我々の問題意識でございましたけれども、調査結果の所にもございますように、口頭、電話で依頼をしたとか、事前調整の文書が無いという説明になっておりました。

○原口大臣

それでは、これ国の方で調べておいてくださいって電話しているわけ。

○渡辺副大臣

それもない。

○事務方

それも確認できないものですから、勧告ではそこをきちんと文書でやるようにという勧告をしたいということで、これまで整理をしてきました。

○渡辺副大臣

これは、都道府県の保健所でしょ。

○事務方

いえ、これは農政関係の部局です。

○渡辺副大臣

そこと本来なら保健所が、県の保健所って書いてありましたよね。

○事務方

それは食品衛生法の関係です。

○階大臣政務官

JAS 法は、県は保健所では無くて、農政部門。

○原口大臣

農政部ですね。農政部が言いもしないのに国が出張って行って、検査を58%もやった。

○事務方

いえ、そこは、あったという説明になっていますけれども、あったかどうか……

○渡辺副大臣

言った言わないの話でしょ。

○事務方

電話とかですね、そういうことになっていますから、そこをはっきりさせようじゃないかというのが勧告の趣旨です。

○原口大臣

そこがはっきりしないのにどうしてやっているの。過剰スペックになっているんじゃないの。

○渡辺副大臣

だから、言ったはずだとか言ってありますとかね。当時の担当者がいないとかなんとか、結局…

○原口大臣

しかも、疑義情報を発見してから検査を開始するまで7日以上要しているわけでしょ。なんか、ゆるゆるだと。

○階大臣政務官

一方で全国知事会などによると、国の出先機関の原則廃止に向けてと言うペーパーでは、この JAS 法に基づく立入検査は地方の権限にしてくれということを言ってきているわけですよ。地方に移管してくれと。

○原口大臣

逢坂さんそこどうなんですか。

○逢坂総理補佐官

自治体の方でマンパワーさえあればやれるんだと思いますね。現場に近いところが。ただ、これの問題点はもう一つありましてですね、食品表示制度そのもののいろいろ課題があって、現場が困っていることも事実なんです。これは今回の事とはちょっと別件です。要するにこういうものがあったりしてですね、いろいろ現場でやっているんだけれども、本当にどうやって表示したら良いんだろうな、ちょっと困るなとか、あるいは原産地とかいわれるけれども、本当にどこって書いたら良いのかな、そういう判断に困っているという実態もある。制度そのものの課題とですね、検査の体制そのものの課題と2面あると思っています。だから、自治体にしてみると制度そのものがしっかりするのであれば、マンパワーさえ確保できればやれるというふうに思いますね。

○原口大臣

総勢どれくらいいらっしゃるのですか、これに携わる人は。

○事務方

約1,700です。

○原口大臣

1,700人。

○事務方

国の方、農政局です。

○原口大臣

農水省の農政局ですか。

○事務方

それで、食品表示関係部局が1,700人となっています。

○原口大臣

1,700人もいるの。農政局全体は。

○事務方

平成22年4月1日現在で約13,300です。

○原口大臣

10%以上いるわけですね。あとはこれを官邸にどう報告するかと。今頃何やってるんだという話は必ず言われる。

○階大臣政務官

通常だと、こういうあるテーマについて報告がまとまりましたというときはですね、プレスリリースで、あと場合によっては大臣からも・・・

○原口大臣

僕から、その遅れている理由と総務省が抱えている課題についても率直に言います。マンパワーを食われすぎている。とても大事なところなのに。その上で官邸にも・・・まあ、もうプレスリリースしているようなものだけでも。後ろにいるから、記者さんたちが。

○階大臣政務官

それも大事ですし、一方で我々の中の問題として、これは時期を失っていますから、こういうタイムリーな問題について時間がかかるということであれば、即、上に上げてですね、調査の時期を失したので、途中で打ち切りたいという、適宜適切な見直しということも考えていただかないと。

○原口大臣

一応どれをどうやるかというのは相談してやりましたよね。エポックなものを。

○階大臣政務官

このテーマは平成20年8月からなので、我々になってからはこのテーマをどうするかという議論はあまりしていません。

○原口大臣

していないんだ。要するに前の政権時代に走り出した。

○渡辺副大臣

福田政権か。

○階大臣政務官

20年8月ですから、そうですね。福田さんの。

○原口大臣

緩い時代の。

○内藤副大臣

要因としては、やはり第三者委員会に大分人数をとられているということのほか、何か考えられますか。それが一番大きいですか。

○原口大臣

というか、僕らがやり始めた全体像のマップの中にはこれは出てきていないんだよね。これが走っているという認識は僕らはまだ持っていなかった。

○長谷川大臣政務官

大臣がバトンを受け継いだ時点でもう一年経っているわけですね。

○階大臣政務官

それはマップの中にはあるんですけども、それはもう既に始まって動いているということで、議論の対象にはしていなかった。我々が議論したのはこれから何をやるかという議論した。

○渡辺副大臣

平成20年8月に、誰がここを対象にやろうというのは、どこで決まったんですか。

○事務方

これは当時は行政評価等プログラムの中で大臣の決裁を頂いて決めるというやり方でした。

○渡辺副大臣

決裁だけでも、大臣がここに少し何らかのかたちで改善すべき点はないのかということで、ここを一つテーマに取り上げろというのは。

○事務方

それはご指示ではなくて、行政評価局の方で。

○渡辺副大臣

省内で議論して、局内で議論して。

○事務方

これは局内で。



○原口大臣

だから僕らの決定プロセスと違うんですよ。トップダウンで僕らがこれやれというのは。評価局で独自に判断して。でも、これはやるべきですよ。

○事務方

色々各方面からのご指摘があったということもございまして。

○原口大臣

国会での指摘もあるし。あれだけ大問題になったわけだから。やっていること自体はあれだけ。

○渡辺副大臣

あれどうなった、あれどうなったというのが。

○原口大臣

そういう反省も踏まえて、出先は原則廃止なんで。

○渡辺副大臣

この人達みんな雇えますよ。47都道府県だから大体30人から40人くらいは。30人くらいいるっていうことですね。

○階大臣政務官

1700人を割ればということですよ。

○渡辺副大臣

30人から40人は、専属でやれるっていうことですからね。

○原口大臣

特殊な技術というか、特殊な技能を持っていらっしゃるわけでしょ。この方々は。専門性というのはどうなの。

○事務方

専門性は、通常説明される場所では、生産から流通過程、消費過程までの一貫しての知識を持って、特に原産地情報であるとかそういうものについての知識があるというふうに説明されています。

○原口大臣

国家資格でいうと。

○事務方

それは食品衛生法の方には食品衛生監視員という資格を持たせていますが、こちらの方はございません。主として商品選択についての専門知識を持っている方。したがって、この場合ではJAS法に基づいて原材料であるとかあるいは原産地、それについて、生産から消費過程、流通過程。それらについての知見を持っている方ということでございます。

○渡辺副大臣

それは技官なんですか。技術や専門分野を出た人なんですか、それとも事務方でもなれると。

○事務方

それは、行(一)の俸給表の方、事務官ですね。

○渡辺副大臣

例えば、農学部を出ているとかそうじゃなくてもね。

○事務方

それは、ありません。

○渡辺副大臣

分かりました。

○原口大臣

いわゆる権限仕分け、出先でやっているんで、その中にも大きな材料として使えると思いますので。地域主権、内閣府へ連絡をして、それに生かしてください。その上で官邸に参る。

○渡辺副大臣

よろしゅうございますか。ありがとうございました。続いて、報告事項でございます。内藤副大臣お願いします。

○内藤副大臣

前回いただいた宿題なんですが、地デジの海外普及、いったい日本にどれだけの効果を具体的にもたらしているのかについて、簡単にお時間をいただき説明をしたいと思います。本当に大臣のご指導の下、今ですね、日本以外に10カ国が日本方式を採用していただいております、そのうち1カ国がフィリピンです。南米は8カ国、中米は1カ国、合計10カ国で、日本以外で採用していただいております。特にこの南米をご覧いただければ分かりますように、人口もブラジルの1億8千万を筆頭に、かなり多くの人口を擁する地域でございます、そればかりか、1人当たりのGDPも大変大きく、そしてまた、最近の、これは名目しかデータがなかったんですが、成長率をご覧いただければ分かるように、持っている資源を背景に、ブラジルなどは実は技術力もあるなどして、大変な成長力を秘めている国であるということを、これによってご認識いただけるかと思えます。そういった国々が日本方式を採用していただいているわけでございますが、じゃあ具体的に日本が受ける恩恵は何なのか。まず形の上で言えば、いろいろな様々な地デジ市場の開拓がございます。そのほかありますが、具体的に説明をさせていただきます。この送信機やテレビ、ワンセグというものがありませんが、それについて課題も含めてお話をさせていただきます。実際に今、南米で地デジが始まっているのは、ブラジル、ペルー、アルゼンチンの3カ国なんですが、メーカーさんが具体的なところを公表するのをためらっている部分がありますので、数字は丸めているところがありますが、例えば、ブラジルではアナログ時代は実は2系列の局しか実は送信機を採用してくれてなかったんですが、実はデジタルになって、7局のうち5局までが日本メーカー製を採用していただいている。ペルーでは3局のうち2局。アルゼンチンでは、これは数字は言えません

が、日本のメーカーが多数機材を受注し、大きなシェアを獲得しているということをご理解をいただきたいと思います。そのほか、送信機においては、新たな日本メーカーが、この南米市場に参入を検討しているところがございます。送信機、つまり放送局の部分については、かなりのシェアを実はこれによって得ているということが分かるかと思えます。一方、薄型テレビの方なんです、実際にソニー、パナソニックや東芝等が、日本方式の薄型テレビの販売をしております。ただ、みなさんご指摘のようにですね、韓国メーカーがですね、日本方式が採用されるのを決まったのを見かねて、すぐ入って来てるので、ここが課題です。実はワンセグは、まだまだこれからというところではございますが、同じような課題を持っているかと思えます。

○原口大臣

韓国メーカーは日本方式に即どうやって対応できたんですか。

○内藤副大臣

それはもう研究して、日本方式に対応するチップを。ここが課題でして、本当にこれは方式を採用していただくというのは、本当ワン・オブ・ゼムの成果ではないんですが、ここもしっかりと日本メーカーにも頑張ってもらいたいように、やはり官民共同のですね、南米の国々と日本と色々な技術交流だとか協力を議論する場が必要だと思えます。大臣がインドで、そして私がインドネシアでやっているように官民協力のこの2カ国、3カ国がしっかりと同じテーブルを囲んで協力の在り方を模索をしていく、そういう具体的な場を作っていく必要があるんじゃないかと。これを課題として、また大臣にご指導いただきながら検討を進めていきたいというふうに思っております。次に戻りましてですね、その他にも様々な分野への展開、資源外交の強化等、実は南米の国々は単なる地デジ方式だけを念頭に置いているんじゃなくて、その、例えば携帯の次世代の携帯、第4世代といわれるもの、そういったものにもかなりの関心を示しているところがございます。次の具体的なページを開かせていただきますと、実はボリビアも採用していただいたわけなんです、改めて言うまでもなく、これからのですね環境問題の意識の高まりとともに電池というものの比重が高まってきます。電池にはリチウムが不可欠でございますが、その世界のリチウムの埋蔵量の半分近くを持っているのがボリビアでございます。標高4千メートルの国、ボリビアです。酸欠と闘いながら頑張ってきました。

○原口大臣

当時、高山病は大丈夫でしたか

○内藤副大臣

薬飲みながら、酸素ボンベを吸いながら頑張ってきました。そういったボリビアとも、かなり良い関係ができて、これから外務省とも連携をしてですね、単なる技術論だけではなくて、そういった資源外交をも、これをベースに展開をしていきたいというふうに思っております。それで、その下の方はですね、先ほど申し上げました、この地デジ方式だけでなく、幅広い技術協力を南米の国々は模索しておりますので、それにも応えるべく対応していきたいというふうに考えております。で、実は本当はこの次が一番大事なんだと思えますが、実はこういう単なる技術協力に終わらせることなく、やはり、国と国とがしっかりと、文化交流や、人材交流等、そういったものをしっかりと形の上で作り上げていかなきゃいけないというふうに思えます。そこで大臣が立ち上げていただいた ISDB-T インターナショナルフォーラム、これで南米の国々、フィリピン等も含めてですね、定期的な交流を深めて、絶えずですね、そういった絆を確かめ合う、こういうことも大事だと思えますし、また、これが先ほど私が冒頭申し上げた、ICT分

野における官民共同ミッションというものを作り上げて、本当に協力関係をより具体化、深化を図っていく、これが必要ではないか。これはまだ道半ばなんですけど課題として提供させていただいております。このように、実は日本の地デジ方式の南米における採用は、単なる目先のテレビの購入というだけではなくて、実はもっともっと深い、大きな成果が着実に表れているんだということをご理解いただきたいと思えます。以上です。

○渡辺副大臣

はい。ご苦労様です。その他何かご意見ございますか。

○原口大臣

地デジ難民について、今日委員会でも質問がありました。研究機関が延ばすべきだという提案をしています。今ある懸念については、私たちは真摯にそれを耳をふさぐのではなくて、聞いて、そして、改善できる場所があったら積極的に取り入れてください。要するになぜ一年延ばせと言っているのか。そこは何故ですか。その有識者会議という。

○内藤副大臣

私の理解するところでは、まだまだそこまでは、かなりの100%まではいかないだろうという。

○渡辺副大臣

これからの2割が大変だと、8割までやってきたけれどもこれから2割が大変だという。

○原口大臣

8割まで予定通りきているわけじゃなくて、ものすごい努力でやってきている。

○内藤副大臣

エコポイントでさまざま。

○原口大臣

84%まで来ている、それくらいの根拠ですか、それとも要するに例えば共聴施設の利害関係が簡単にはいかないとかね、合理的な理由を3つあげると言ったら何ですか。

○内藤副大臣

あと三つ、新たな難視聴問題で基本的に救われないところがいっぱいあるじゃないか、だがこれはもうBS放送でまかなう。とにかく完全にアナログが停波しないと、実は新たな難視聴も対処できないんです。電波が無いわけですから、アナログをやめてそこに新しい空き電波を使って、実は新たな難視聴に対処できるというロジックなんです。ですからそういったものを救済するには、本当に地デジを一日でも早く完全実施をする必要があるんです。

○原口大臣

つまり新たな難視聴を延ばしたからといって解決はできないと、それに対する明確な反論とそして反論できないものについては対策をやらなければいけないと。

○原口大臣

3番目は何ですか。

○内藤副大臣

ビル陰ですよね、都市部に多いビル陰。あと、よく言われるのは、83.8%の受信機が普及しているだろと、ただそれはあくまで台数ベースであって一つの世帯が複数買っていたら、実際にはもっと普及世帯は低いじゃないかというのが彼らの主張でもあるわけです。

○原口大臣

じゃあ各自治体にもお願いして、珠洲市のようにそれぞれの自治体で、インセンティブを与えてでも、お願いしてでも、12月くらいまでには1回締めをするということが無いと本当にいざとなったときにテレビが見れないと、これはものすごいことになります。

○内藤副大臣

これからは今まで以上に頻繁にですね、いろんな指標をとってですね、現状を認識しながら対策をとっていきたいと思っております。

○渡辺副大臣

なんか役所でこんな話をするとね、いつも精神論みたいな話で、なんとかしろがんばりますみたいな話だけど、本当になんとかなるのかどうか、そこが今日の共産党じゃないけれども結局これができなかったら視聴者にとってどうなんだと、その放送事業者じゃなくてという今日の共産党の塩川さんの言っていたことは非常にわかりやすい、ということになるんですよ。ちょっと理論武装して我々勉強し直して共有したい方がいいですね

他にございますか。よろしいですか。じゃあこれで三役会議を閉じさせていただきます。

終了